

修文大学・修文大学短期大学部 GPA制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、修文大学および修文大学短期大学部（以下「本学」という。）の学士および短期大学士課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度による評価について必要な事項を定め、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(評価等)

第2条 学生が履修した授業科目の成績の評価、及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評価	GP
A	4
B	3
C	2
D	0

(GPAの算出)

第3条 GPAは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = \frac{(GP \times \text{単位数}) \text{の総和}}{\text{履修登録単位数}}$$

(対象授業科目等)

第4条 本学で開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

- (1) 修文大学学則第29条から第30条および修文大学短期大学部学則第29条から第31条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目（本学で履修し修得したとみなした単位の授業科目）
- (2) 学長がGPA算出除外科目として定める授業科目

(訓告)

第5条 半期のGPAが2未満の学生で、適切な指導をしたにもかかわらず改善が見られない場合、退学を勧告する場合がある。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成29年11月14日から施行する。
2. この規程は、平成30年12月13日から施行する。